

兵庫県公報

平成25年3月5日 火曜日 第2471号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定の解除予定（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	11
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 防災街区整備事業組合の設立認可（市街地整備課）	14
公 告	
○ 入札公告（広報課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
正 誤	
○ 平成25年1月31日付け兵庫県公報号外中	16

告 示

兵庫県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 神野中部土地改良区
退任役員

役員区分	氏 名	住 所
監 事	納 庄 猛	加古川市神野町神野1311番地
同	川 崎 勝 彌	同 市神野町西条561番地
同	堀 野 三 郎	同 市神野町神野712番地

2 芦田中央土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 徹	丹波市青垣町田井縄625番地
同	古 川 常 明	同 市青垣町田井縄663番地
同	足 立 守	同 市青垣町田井縄711番地
同	足 立 逸 雄	同 市青垣町田井縄675番地 3
同	古 川 幸 作	同 市青垣町田井縄653番地
同	足 立 隆	同 市青垣町田井縄645番地
同	芦 田 伊 八	同 市青垣町田井縄596番地
同	梅 谷 薫	同 市青垣町田井縄357番地 1
同	大 南 明 徳	同 市青垣町田井縄318番地 6
同	足 立 秀 喜	同 市青垣町西芦田990番地 1
同	小 田 輝 雄	同 市青垣町栗住野997番地
同	蘆 田 昭 治	同 市青垣町栗住野633番地
同	蘆 田 昭 二	同 市青垣町東芦田512番地
監 事	俵 文 男	同 市青垣町田井縄709番地
同	大 南 徳 夫	同 市青垣町田井縄321番地
同	蘆 田 良 和	同 市青垣町西芦田1171番地 3

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 雅 晴	丹波市青垣町田井縄671番地
同	足 立 豊	同 市青垣町田井縄735番地
同	芦 田 伊 八	同 市青垣町田井縄596番地
同	上 山 信 吾	同 市青垣町田井縄213番地
同	俵 積 男	同 市青垣町田井縄631番地
同	古 川 嘉 直	同 市青垣町田井縄678番地
同	八 木 幸 代	同 市青垣町田井縄634番地
同	大 南 吉 邦	同 市青垣町田井縄318番地 6
同	上 山 義 信	同 市青垣町西芦田1034番地
同	小 田 輝 男	同 市青垣町栗住野997番地
同	芦 田 光 夫	同 市青垣町栗住野623番地
同	小 寺 實	同 市青垣町東芦田590番地
監 事	古 川 常 明	同 市青垣町田井縄663番地
同	足 立 隆	同 市青垣町田井縄597番地
同	芦 田 義 和	同 市青垣町西芦田1171番地



兵庫県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区名称	認可年月日
芦田中央土地改良区	平成25年2月20日



兵庫県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神野中部土地改良区

氏 名	住 所
坂 田 弘 逸	加古川市神野町西之山411番地
大 西 征 男	同 市神野町西条1068番地
花 房 彰 雄	同 市神野町西条714番地
奥 村 欽 一	同 市神野町西条1078番地
大 西 正	同 市神野町西条671番地の1
加 納 久 徳	同 市神野町神野749番地
松 田 利 一	同 市神野町神野680番地
松 本 泰 一	同 市神野町神野758番地
今 出 嘉 明	同 市神野町西条1303番地の1
大 路 茂 義	同 市新神野 6 丁目14番地の 8
森 田 春 一	同 市神野町石守948番地
森 田 孝 治	同 市神野町石守924番地
渋 谷 重 光	同 市神野町石守1146番地
坂 田 雅 文	同 市神野町西之山412番地
日 坂 博 一	同 市神野町西之山460番地の1
山 名 一 巳	同 市神野町神野1055番地の2
納 庄 三千治	同 市神野町神野1306番地
納 庄 隆	同 市神野町神野1277番地



兵庫県告示第317号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成22年6月から平成24年10月まで
- (3) 成果の名称
相生市（若狭野町福井、若狭野町出の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
若狭野町福井、若狭野町出の各一部
- (5) 認証年月日
平成25年2月19日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成19年1月から平成22年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市（笹倉町大字笹倉の一部Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
笹倉町大字笹倉の一部
- (5) 認証年月日
平成25年2月19日

- 3 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成14年10月から平成20年 7月まで
- (3) 成果の名称
淡路市（大字新村・遠田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字新村・遠田の一部
- (5) 認証年月日
平成25年 2月19日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成12年12月から平成20年 3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区門前の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
中区門前の一部
- (5) 認証年月日
平成25年 2月19日



兵庫県告示第318号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町西徳久字森光856の27、856の28・856の29（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字森光856の27から856の29まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第319号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宮市甲陽園目神山町718、724

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市能座字カタエ89の1、89の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷南側181・181の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、181の3から181の5まで、181の7から181の54まで、181の96から181の98まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷南側181の6（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市三谷字三谷南側181（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市丹戸字岩詰り1329の5、1329の10、1344の1、1344の3、1344の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市丹戸字岩詰り1329の2、1329の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市和田山町内海宇南炭山谷87の4・87の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、87の21、87の22

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町内海字南炭山谷87の25（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町久世田字大路日後220の1、220の2、220の11、220の12、221の1から221の5まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市和田山町久世田字大路日向222の1から222の3まで、222の6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市山東町塩田字上山3199の1から3199の7まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市建屋字立石25（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第332号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点移設）
- 2 作業期間
平成25年2月25日から同年5月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市中条広田地区



兵庫県告示第333号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3・4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年2月25日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲東園2丁目及び3丁目



兵庫県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、相野駅周辺土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成25年2月12日から同月28日まで
- 3 作業地域
三田市の一部



兵庫県告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
変更前 神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 11号塩屋舞子線

変更後 神戸国際港都建設道路事業
3. 4. 96号星陵台舞子坂線

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和47年兵庫県告示第788号、昭和48年兵庫県告示第475号、昭和52年兵庫県告示第488号、昭和57年兵庫県告示第705号、昭和62年兵庫県告示第476号、平成6年兵庫県告示第335号、平成9年兵庫県告示第394号、平成14年兵庫県告示第433号、平成18年兵庫県告示第378号及び平成23年兵庫県告示第962号の事業地のうち、神戸市垂水区星陵台4丁目及び星が丘3丁目において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業
3. 3. 46号弓場線

3 事業施行期間

変更なし

4 事業地

(1) 収用の部分

平成7年兵庫県告示第533号、平成12年兵庫県告示第422号、平成15年兵庫県告示第400号、平成20年兵庫県告示第339号、平成22年兵庫県告示第415号及び平成24年兵庫県告示第430号の事業地のうち、神戸市東灘区御影山手1丁目及び住吉山手2丁目において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

猪名川町

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業
3. 4. 291号原広根線

3 事業施行期間

平成24年 3月 30日から平成28年 3月 31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年 3月 30日付け兵庫県告示第428号のうち、川辺郡猪名川町上野字北山及び若葉2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月5日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	宝塚市小浜5丁目31番11から 同 市小浜4丁目80番まで	旧	37.0から 74.0まで	35.0	
		新	37.0から 78.0まで	35.0	



兵庫県告示第339号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第8号及び第9号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社さくらハウス
代表者氏名 新 井 理 愛
事務所所在地 神戸市兵庫区水木通一丁目5番26号
免 許 番 号 兵庫県知事(3)第10575号
免 許 年 月 日 平成22年2月21日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第340号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社ワンズワンエスト
代表者氏名 新 井 充
事務所所在地 神戸市東灘区本山北町3-3-19
免 許 番 号 兵庫県知事(6)第9075号
免 許 年 月 日 平成19年8月22日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3. 4. 8号朝霧二見線

3. 4. 40号西脇上戸田線

3. 5. 41号野村蒲江線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 4. 8号朝霧二見線]

明石市大久保町谷八木字居屋敷及び字北畑

[3. 4. 40号西脇上戸田線]

西脇市上野字西谷、字東谷及び字へら町並びに下戸田字西城府及び字東城府並びに上戸田字元城野

[3. 5. 41号野村蒲江線]

西脇市上野字芝添及び字西谷



兵庫県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

中播都市計画道路

3. 5. 81号網干線

2 都市計画を変更した土地の区域

姫路市網干区和久字横田、字関ノ口、字丁田及び字日吉山並びに揖保郡太子町糸井字前田及び字柿ヶ坪



兵庫県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

淡路都市計画道路

3. 5. 370号臨港線

3. 5. 371号志筑環状線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 5. 370号臨港線]

淡路市志筑字池尻

[3. 5. 371号志筑環状線]

淡路市志筑字池尻並びに中田字大円道下、字大円道、字大池尻、字古堤、字八升築、字大谷口、字宇ノ森、

字番匠屋及び字大池奥



兵庫県告示第344号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第136条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の設立を次のとおり認可した。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業組合の名称
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合
- 2 事務所の所在地
加古川市加古川町篠原町13番地1
- 3 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成29年3月まで
- 4 施行地区
加古川市加古川町篠原町及び寺家町の各一部
- 5 設立認可の年月日
平成25年2月12日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、事業組合が適当と認める方法により行う。
- 8 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
平成25年4月3日
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成25年4月3日

公 告**入札公告**

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年3月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名
兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務
 - (2) 仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで
 - (4) 履行場所
兵庫県(以下「県」という。)が指示する場所
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者である

こと。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部広報課 担当 中澤
電話 (078) 362-3017 (直通)

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年3月5日(火)から同月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月18日(月)午前11時 兵庫県西館 1階小入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月15日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月15日(金)午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成25年3月11日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日(平成25年4月30日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 要作成
- (8) 落札者の決定方法
 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 たつの市揖西町南山宇森本1011番 1、1011番 2、1011番 3、1011番 4、1011番 5、1012番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 たつの市揖保川町神戸北山155番地23
 ヤタキホーム 矢 瀧 敬 三
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成24年11月12日
 兵庫県指令西播（光土）（建）第1－24号（24たつの）

正 誤

○平成25年 1月31日付け（兵庫県公報号外）
 兵庫県規則第3号（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)			(正)		
70	下から25	4	0.8312	56,800	4	0.8312	56,800
		1	0.8312	57,300			
70	下から 5	1	0.9885	74,200	1	0.9885	74,200
		1	1.0038	73,800			
72	下から24	1	0.9794	71,900	1	0.9794	71,900
		1	0.9825	71,500			

73	下から7	2	0.7055	45,000	1	0.7055	45,000
74	下から33	1	1.0558	75,600	1	1.0558	75,600
		1	0.9266	68,300			
74	下から7	5	1.0549	68,200	4	1.0549	68,200
75	上から32	2	0.5048	48,800	1	0.5048	48,800
79	上から14	2	0.7061	48,400	2	0.7061	48,400
		1	0.7200	51,800			
83	上から16	2	0.5433	44,700	2	0.5433	44,700
		1	0.5230	44,500			
83	下から33	1	0.9026	62,600	1	0.9026	62,600
		1	0.9026	63,200			
83	下から27	1	0.9116	58,500	1	0.9116	58,500
		1	0.9116	63,200			
86	下から5	2	0.9643	68,700	2	0.9643	68,700
		1	0.9643	69,200			
87	上から22	2	1.0564	68,600	1	1.0564	68,600

(ページ)

88

(行)

下から7

(誤)	11	3	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.7534	55,700
	11	3	46	鈴蘭台第4住宅	神戸市北区南五葉1丁目	10階建	1	0.6476	42,400
(正)	11	3	42	布引住宅	神戸市中央区布引町3丁目	10階建	1	0.7534	55,700

(ページ)

(行)

(誤)

(正)

92	上から8	1	1.2565	88,400	1	1.2565	88,400
		1	0.3858	31,400			

101	上から16	3	0.5655	37,400	2	0.5655	37,400
101	上から37	1	0.3829	41,000	1	0.3829	41,000
		1	0.3829	41,500			
		1	0.3905	38,400			
101	下から7	2	0.3545	37,400	1	0.3545	37,400
102	上から1	1	0.3997	40,700	1	0.4180	40,900
		1	0.4180	40,900			
102	上から14	1	0.6111	41,300	1	0.6111	41,300
		1	0.6111	43,100			
102	下から9	1	0.3997	39,500	1	0.3997	39,500
		1	0.3997	40,700			